

規約改正が、全員投票の結果、承認されました。

投票率は82.5%でした！

6月17日から19日まで、次期役員選挙と同時に、規約改正のための全員投票が行われました。今回の改正の主な点は、組合員であった職員が一旦、昇格によって、組合員資格を喪失した際に、規約執行停止とし、組合員資格が復活した時点で、規約執行停止解除を行うことが出来るようにするものです。多くの職員が、継続雇用で残るようになってきており、その時点で組合員資格が復活するケースが多く見られ、それに対応するためのものです。その具体的な変更内容は以下のようになっています。投票結果は、賛成238票、反対2票、白票1票、無効0票で、承認されました。また、役員選挙の結果は裏面に示してあり、新しい役員が承認されました。

(組合員)

第8条 機構等を相手として、労働契約を締結している者は組合員となることができる。

~~2 前項の規定にかかわらず、組合員について使用者が一方的に解雇した場合は、当該組合員は、組合員の資格を継続するものとする。~~12条(3)に移動

2 前項の規定にかかわらず、課長以上の職位にある者および使用者の利益を代表する者として大会が決定した者は、新たに組合員となることはできない。

(組合員資格の喪失)

第12条 組合員は、次の場合にその資格を喪失する。

(3) 退職した場合(継続雇用された場合を除く)。ただし、使用者から一方的に解雇された組合員は、組合員の資格を継続するものとする。

(権利、義務の執行停止)

第15条 組合員が課長以上の職位についた場合または職責上の関連、その他の理由により有期的に第13条および第14条に定める権利、義務の執行が不相当であると判断した場合は、本人が書面をもって中央執行委員長に届出るものとする。

附則 第8条、および第15条にある「課長以上」とは課長、室長、グループリーダー、次長、部長、ユニット長、副部門長、部門長とする。

6月一時金の支給式で、定額項の維持の要求を

機構受け入れず。

6月一時金の支給式は、15日に以下のように提示されました。

支給算式

【一般職員】

(本給 × 1.995月 × 評価反映率) + 6,500円 × 扶養手当人数 + 55,418円 = 764,949円

【常勤職員】

本給 × 1.995月 + 6,500円 × 扶養手当人数 + 12,650円 = 499,999円

一般職員の支給算式では、評価反映分の財源を定額項(下線部)から出しています。その結果、若年層を厚くするためにあった、定額項が小さくなっています。これに対して、労組は16日の事務折衝で、定額項は維持し、評価反映分は本給×1.995月の部分から出す式に修正するよう要求致しました。これは今まで、労組が主張してきた、若年層に厚く、そして反映幅を小さくという方針に基づいたものです。この要求に対し、機構は、17日の拡大窓口で、「時間がなく難しい。」と返答してきました。「時間的に難しいとは考えられない。」という指摘に対して、「原子力ユニオンとの関係が理由である。時間的に変更は難しい。」と述べました。15日に提示され、16日に要求し、17日にこのような回答では、労使交渉といえるものではありません。

6月25日(木)

中央委員会を開催します。

日時 : 6月25日(木) 18:30~

場所 : 原科研 第1研究棟1階 第5会議室

議題 : 6月一時金(協定書の承認)について
活動報告、その他